

第7 健康福祉事業



1 地域福祉ネットワーク推進事業

(1) ボランティア・障害者団体支援事業

ア 目的

健康や福祉に関するボランティア団体や障害者団体に活動の場を提供し、情報や資源の提供などを併せて行い、ボランティア団体や障害者団体の活動がさらに推進されるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

厚生労働省社会・援護局長通知「福祉活動への参加の推進について」

ウ 対応者

事務職員

エ 内容

福祉部門に登録している団体に対して、活動の場の提供を行うとともに情報提供を行っています。また、登録団体連絡会議で、健康福祉センターの利用についての意見交換や団体間の情報交換の機会を提供しています。

さらに、健康福祉センターまつりや各種障害者スポーツ事業等で参加・協力をいただくなど、センター事業における交流の機会も提供しています。

オ 実績

単位：団体

区分 年度	ボランティア団体	障害者団体	合計
25	20	17	37
26	20	17	37

カ 事業の経過

センター福祉部門内に設置されているボランティア活動室、障害者団体活動室、聴覚障害者通信室、録音室、点訳室の各部屋は、登録団体の活動の場として積極的に活用されています。

キ まとめ

ボランティア活動室と市公式ホームページで、登録団体に関する活動内容の紹介を掲示・掲載しており、問い合わせに対応しています。ボランティア活動に参加を希望する方や、ボランティアを必要とされている方への情報提供、障害のある方の社会参加を促進する場の提供を今後も推進していきます。

(2) 健康福祉センターまつり開催事業

ア 目的

市民、関係団体、行政の協働によるイベントを企画・実施することにより、市民の主体的な健康づくりの推進及び福祉コミュニティの創造を図ることを目的

とする。

イ 根拠・関連法令

なし

ウ 対象

市民、関係団体等

エ 対応者

健康福祉センターまつり実行委員会

オ 内容

平成26年度は、①健康 ②子育て・子育ち ③福祉 ④ふれあい広場 ⑤模擬店・出店 ⑥活動紹介・PR ⑦講演会 ⑧作品展 の8つのテーマに分かれ、市民、関係団体、行政が協働しながら催し物を企画し実施しました。

カ 実績

単位：人

年度	区分	来場者数	参加団体数（団体）	実行委員数
25		4,500	50	59
26		4,000	44	51

キ 事業の経過

保健・医療・福祉的機能の一体的な推進を図り、市民自らが主体的に取り組む健康づくりと地域福祉の向上を支援推進する拠点施設として健康福祉センターを開設した平成15年度から毎年3月に実施しています。

ク まとめ

健康福祉センターまつりの主催は、保健・医療・福祉の各分野に関係する団体、公募による市民及び市職員により構成する健康福祉センターまつり実行委員会であり、市民、関係団体、行政の協働による元気な人間の健康福祉を進めるまちづくりイベントとして定着してきています。

福祉色が強く、保健色が弱いという意見が以前からあり、その克服のため24年度から所内にプロジェクト制を敷きました。今後もこの体制を維持し、実施していきます。

2 障害者の文化及びスポーツ事業

(1) 元気な人間「障害者スポーツ大会」

ア 目的

障害者がスポーツを通じて健康を増進するとともに、多くの市民の参加・協力により、障害のある人もない人も障害への理解を深め、障害者の社会参加と元気な人間を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

健康状態が良好な市内在住、在勤又は市内施設に通所している10歳以上（4月1日現在）の障害者

エ 対応者

元気な入間「障害者スポーツ大会」実行委員会

オ 内容

市内の福祉施設等でチームを編制し、チーム対抗競技を市民体育館内で行っている。競技内容はレクリエーション性を重視した種目になっており、障害の種別を問わず楽しんでいただけるよう配慮しています。

カ 実績

単位：人

区分 年度	選手（障害者・保護者・施設職員含む）	協力者（ボランティア・実行委員、職員）	来賓	その他	合計
25	393	131	34	14	572
26	394	126	29	10	559

キ 事業の経過

健康福祉センターの開設に伴い、平成15年度に障害福祉課から事業移管され、健康福祉課で実施しています。

ク まとめ

市内の障害者福祉施設・障害者団体が一堂に会するイベントとして定着しており、多くの方の交流の機会になっています。

(2) 国・県主催障害者スポーツ大会参加支援事業

ア 目的

国・県の障害者スポーツ大会への参加を通じて、障害のある方の社会参加の機会を拡大し、障害者スポーツの普及、障害者の健康増進、仲間作りを推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

入間市が取りまとめを行う国・県主催の障害者スポーツ大会申込者（ふれあいピック春季・秋季大会及び全国障害者スポーツ大会等）

エ 対応者

職員

オ 内容

県が主催する「ふれあいピック」のメイン大会（春季大会・秋季大会）に関しては、市バスで送迎し、職員が同行。それ以外の県が主催する大会に関しては、公共交通機関での移動が困難な方からの申出により、別途協議しています。

カ 実績

ふれあいピック春季大会

単位：人

区分 年度	参加者数			うち 市バス同乗者数
	選手	付き添い	職員	
25	17	9	2	24
26	14	5	2	13

ふれあいピック秋季大会

単位：人

区分 年度	参加者数			うち 市バス同乗者数
	選手	付き添い	職員	
25	25	13	2	33
26	20	10	2	23

キ 事業の経過

国・県が主催する障害者スポーツの大会に関しては、障害者の社会参加を支援するために、健康福祉センター開設以前から市として送迎を行っています。

ク まとめ

送迎がないと参加が困難な方が多く、社会参加、健康増進、仲間作りを促進する意味でも支援の必要性は高いと思われます。

(3) 障害者スポーツ教室・大会開催事業

① 障害者フライングディスク教室・大会

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。併せて、市民ボランティアの協力を得ることにより、地域住民との交流を強化することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方

エ 対応者

職員（障害福祉課・体育課含む）

オ 内容

日ごろスポーツをする機会のない方でも比較的簡単に取り組める「フライングディスク」の教室・大会を実施しています。

カ 実績

(ア) フライングディスク教室 (全2回)

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア				職員	合計
		公募ボラン ティア	民生・児童 委員	スポーツ 推進委員	中学生		
25	37			29		14	80
26	34			27		14	75

(イ) フライングディスク大会

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア				職員	合計
		公募ボラン ティア	民生・児童 委員	スポーツ 推進委員	中学生		
25	124	12	26	14	16	11	203
26	112		19	18	14	11	174

キ 事業の経過

平成12年度から障害福祉課で実施されていましたが、健康福祉センターの開設に伴い、平成15年度から事業移管され、毎年、健康福祉課で実施しています。重度の障害者でも取り組みやすいスポーツとして、「フライングディスク」を取り入れ、市内作業所・障害者団体の中には、この教室・大会を目指して練習しているところもあります。

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場であるとともに、地域住民との相互の交流の場にもなっています。また、毎年、向原中学校及び金子中学校ボランティア委員会の参加もあり、世代間交流の場にもなっています。

② 障害者ポッチャ体験教室・交流大会 (旧障害者スポーツ体験教室・交流大会)

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法第77条 (市町村の地域生活支援事業)

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方

エ 対応者

職員

オ 内容

重度の障害がある方でも比較的簡単に取り組めるスポーツの教室・大会を実施しています。埼玉県障害者スポーツ協会から講師を、障害者スポーツ指導者協議会から運営スタッフの派遣協力をいただいています。

カ 実績

(ア) ボッチャ体験教室

単位：人

区分 年度	選手	協力者		職員	合計
		埼玉県障害者 スポーツ協会	埼玉県障がい者スポ ーツ指導者協議会		
25	13	3	7	5	28
26	21	2	8	5	36

(イ) ボッチャ交流大会

単位：人

区分 年度	選手	協力者		職員	合計
		埼玉県障害者 スポーツ協会	埼玉県障がい者スポ ーツ指導者協議会		
25	48	3	7	6	59
26	58	2	8	5	63

キ 事業の経過

重度の障害者でも取り組みやすいスポーツとして、ここ数年は「ボッチャ」を実施してきました。ボールを転がすことができれば参加できる簡単なスポーツですが、パラリンピックの正式種目でもあり、専門のスタッフの協力を仰いで実施しています。26年度からボッチャを主体とした事業とし、名称を改めました。

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場の提供、当事者同士の交流の場として、教室・大会を開催しています。「ボッチャ」自体の認知度がまだ低いため、市内障害者福祉施設等へのPRも行っています。

(4) 障害者文化活動支援事業

ア 目的

文化活動を通して自己表現・自己実現・社会参加の機会を提供し、障害者に対する市民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対応者

職員

エ 内容

① 健康福祉センターまつりでの「障害のある方の作品展」

障害のある人が制作した手芸や陶芸、絵画、工芸等の作品展示

② 元気な入間障害者スポーツ大会での「大会周知用ポスター掲載作品展」

障害のない方も出品できる。大会当日に全応募作品を会場に掲示し、投票によ

り次年度大会周知用ポスターの掲載作品を決定

③ 情報提供（関東近郊の障害者の作品展・展示会・美術展など）

オ 実績

区分	年度	
	25	26
①健康福祉センターまつりでの出品数	53	51
②元気な人間障害者スポーツ大会での出品数	63	58

カ 事業の経過

- ①第3回健康福祉センターまつり（平成18年3月）から開始しました。まつりの実行委員（市民）と市職員との協働で実施しています。
- ②第30回元気な人間障害者スポーツ大会（平成18年10月）から開始しました。大会実行委員（市民）と市職員との協働で実施しています。

キ まとめ

障害のある方の社会参加に寄与するとともに、作品展を通じて、「作る喜び」「見せる喜び」を感じていただく機会にもなっています。

また、市民に障害や障害のある方への理解を深めていただくきっかけ作りも目標としています。

3 障害者・高齢者自立支援事業

(1) 随時相談

ア 目的

障害者・高齢者に関する相談、健康づくりに関する相談を受け、市民がより健康で自立した生活を送れるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

精神保健福祉法第47条

老人福祉法第5条の4 2項

ウ 対応者

保健師、精神保健福祉士、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、事務職員

エ 内容

初期相談・・・市民の方から身体的、精神的な相談について対応

継続相談・・・初期相談後、継続的に支援が必要だと判断した場合に、電話、来所、訪問にて対応

オ 実績（相談内容）

単位：人

内 容	年 度	
	2 5	2 6
精 神	1, 2 9 1	1, 8 2 6
健康増進	2 0 3	2 6 4
健（検）診	7 5	7 3
難 病	8	2
合 計	1, 5 7 7	2, 1 6 5

○再掲（相談方法）

単位：人

区 分		年 度	
		2 5	2 6
電 話	実人数	3 4 1	3 8 6
	延人数	9 2 7	1, 0 1 5
来 所	実人数	1 3 3	2 1 9
	延人数	3 2 9	5 2 5
訪 問	実人数	2 7	1 1 5
	延人数	1 9 7	4 2 7
調 整	実人数	4 2	4 4
	延人数	1 2 4	1 9 8
合 計	実人数	5 4 3	7 6 4
	延人数	1, 5 7 7	2, 1 6 5

カ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センターの開設以降、成人保健に関する相談については健康管理課と健康福祉課の両課で対応してきました。両課で協議の結果、平成17年度からは相談の内容について各課で分担し、相談に対応していくことになりました。

現在は、健康福祉課保健師が地区担当制にて、他職種と連携を図りながら相談に応じ、精神保健福祉士、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者においても、個別に相談に応じています。

また、他機関（地区包括・保健所など）と連携し相談業務を受けることが増加しています（表中「調整」参照）。

キ まとめ

相談件数が年々増加しており、ひきこもりなど継続的な支援が必要なケースも多く、訪問件数も比例して大きく増えました。

(2) 専門医によるこころの健康相談

ア 目的

精神的問題を抱える市民及びその家族に対して、精神科医による専門的助言を図り、市民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第47条

ウ 対応者

医師（嘱託）、保健師、精神保健福祉士

エ 内容

相談日を設け、ストレスなどによる悩みや不安がある方およびもの忘れの症状が、精神科を受診するまでの経過として、病気かどうかの見立て、受診についての助言等を精神科の医師に相談することにより、今後の方向性を決めていきます。

オ 実績

年度	区分	実施回数（回）	相談件数（件）	
				うち物忘れ相談
25		10	22	2
26		7	15	1

カ 事業の経過

平成17年度まで旧狭山保健所管内地域精神保健福祉推進協議会の負担金で運営。平成18年度から市単独事業として実施しています。

キ まとめ

専門医がじっくりと話をうかがうとともに、医学的な見立てにより、疾病の早期発見、早期治療を促すことで、市民のこころの健康保持につながっています。

(3) 精神保健カンファレンス

ア 目的

メンタルヘルス、精神疾患、精神障害に関する相談事例について、精神科医等の助言を受け、保健所や関係機関と検討することにより、適切な援助に寄与するとともに市職員の相談技術の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第47条

ウ 対象

健康福祉センター職員（保健師、精神保健福祉士等）福祉部職員、関係機関の職員

エ 対応者

狭山保健所技術協力医、精神保健福祉士

オ 内容

事例検討を行っています。精神科医等が医学的視点から支援等の助言を行い、支援の方向性を決めていきます。

カ 実績

単位：人

年度	区分	回数 (回)	事例検討数 (件)	参加者 合計	参加者内訳		
					講師	職員	その他 (保健所、関係機関等)
25		6	10	60	6	42	12
26		5	13	48	5	33	10

キ 事業の経過

精神保健に関する困難事例の助言と対応技術の向上のための埼玉県技術協力医制度を使い、この事業を運営してきましたが、県の技術協力医制度が廃止されたため、平成19年度より市単独事業として実施しています。

ク まとめ

精神科医等のスーパーバイズを受けることにより、事例を多面的にとらえることが可能となり、職員の相談技術向上につながっています。また、関係機関、部課と情報を共有することにより、互いに協力、連携し、各機関の機能に沿って援助の質を高めることができます。

(4) 精神保健福祉担当者連絡会議

ア 目的

精神保健福祉事業・活動・困難事例等の検討により、適切な精神保健福祉サービスを提供できるよう調整を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

狭山保健所精神保健担当職員、健康福祉課相談担当職員、障害福祉課精神保健担当職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

- ・ 困難事例（近隣苦情を含む）の検討、対応の確認
- ・ 精神保健福祉事業、制度の情報交換
- ・ 入間市の精神保健福祉分野における、その他の事項について検討

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	健康福祉課 (延べ)	障害福祉課 (延べ)	りぼん (延べ)	保健所等 (延べ)	合 計
25	6	27	6	1	6	40
26	6	40	9	2	4	55

キ 事業の経過

平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉業務の一部が県より移譲され実施しています。

平成23年度から連携して援助を行うケースの多い障害者相談支援センターりぼんを加え、情報交換を行っています。

ク まとめ

会議を行うことにより、各機関の精神保健福祉事業や制度に関する情報を共有することができ、保健所からの技術支援も受けることができます。また、困難事例の検討により、連携し一貫性のある援助方針を持つことができます。

(5) 精神保健福祉相談技術研修事業

ア 目的

市民の精神的健康の保持、精神疾患の早期発見・治療、回復途上にある精神障害のある市民の社会復帰、社会参加、自立と就労を促進させていくため、市職員や関係機関の職員などが正しい知識や情報を理解し、適切な対応がとれるよう相談技術の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市職員（保健師、精神保健福祉士、その他相談担当職員）、関係機関の職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容・実績

単位：人

年度	日 時	内 容	参加者
25	2月4日(火)	「わかる！つなぐ 境界性パーソナリティ障害の理解と対応」 講師：NPO法人のびの会 心理士 武田 綾氏	72
26	11月15日(火)	「相談が上達する！対人関係プロセス想起法（IPR）を体験しよう」 講師：長谷川メンタル研究所 所長 遊佐 安一郎氏	27

カ 事業の経過

平成15年から「こころの健康と福祉相談（技術研修）」として、市職員を対象に研修を実施していましたが、平成18・19年度は実施せず、新たな法制度の改正もあり、職員の資質向上が必要であると考え、平成20年度から事業を新たに開始したものです。

キ まとめ

精神保健福祉の相談技術の向上とともに、相談職のコミュニケーション能力の向上やメンタルケアなどの研修の場となっています。

(6) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「いるまびあ」

ア 目的

地域で生活する精神障害者の生活圏の拡大、仲間づくり、種々の生活体験の一環として、精神障害者が安心して集える場を提供し、グループ活動等を通して、社会的自立の促進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

回復期、慢性期の病状が安定している在宅精神障害者

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

社会生活技能の向上及び対人関係能力の改善。仲間づくりを図るため、話し合い、スポーツ、料理、レクリエーション、創作活動、社会技能訓練等のグループ活動を第1、2、4水曜日に健康福祉センターにて実施しています。また、利用者の生活、就労の相談などの個別支援等も併せて行っています。さらに、メンバー間の交流だけでなく、精神保健ボランティアに毎回参加してもらうことや作業所見学を行うことなどで地域との交流も取り入れています。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	参加者 (実人数)	参加者 (延べ)	見学者 (実人数)	見学者 (延べ)	ボランティア (延べ)
25	35	7	155	5	40	41
26	35	7	163	3	31	42

キ 事業の経過

平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉業務の一部が県から市町村に移譲されました。狭山保健所で行っていた「ピアクラブ」を引き継ぎ、平成15年度からソーシャルクラブ「いるまびあ」

を開始しました。平成24年度から「ぴあばーていー」を開催し、いるまぴあ修了者の体験談を聞くなどの交流を行いました。

ク まとめ

利用期間を設けていること、また、半年ごとに振り返りと目標設定の面接を行うことでメンバーにとって次のステップへの意識付けとなり、修了者のつどいや自主グループなどの活動、又は地域の作業所への移行などにつながっています。

(7) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「ぴあサークル」

ア 目的

ソーシャルクラブ「いるまぴあ」修了者がその後も安心して主体的に活動できる場を提供し、修了者がグループ運営、自主活動を通じて、社会経験を広げることにより、社会的自立の促進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

ソーシャルクラブ「いるまぴあ」を修了した方

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

修了者自身でスポーツや創作活動などのプログラムを計画し、必要な役割をそれぞれが担いながらグループ活動を行っています。毎月第3水曜日に健康福祉センターで実施しています。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	参加者 (実人数)	参加者 (延べ)	見学者 (実人数)	見学者 (延べ)	ボランティア (延べ)
25	11	17	113	1	1	20
26	12	15	126	1	2	59

キ 事業の経過

ソーシャルクラブ「いるまぴあ」修了者のつどいの場として、平成18年4月～6月の試行期間を経て、平成18年7月に正式に事業化しました。

ク まとめ

27年度からメンバーとボランティアが主体となった自主グループとして活動できるよう、今年度は司会、書記の役割などを徐々に移行していきました。

(8) ソーシャルスキルトレーニング「いるまごころSST」

ア 目的

精神障害者の地域生活支援の一環として、社会生活技能を獲得するための学習の場を提供し、精神疾患の再発や発症を予防することを目的とする。

イ 根拠・関係法令

地域保健法 精神保健福祉法

ウ 対象

在宅精神障害者または精神疾患に準じる状態の方

エ 対応者

リーダー : SST初級講座終了者(保健師)

サブリーダー : 保健師および精神保健福祉士

オ 内容

コミュニケーション技術(ソーシャルスキルトレーニング)の向上を図るためのグループ学習。基本モデル+SILS基本会話モジュールを活用。

カ 実績

	期 間	参加者数
第一期	平成26年9月～3月 (全6回)	参加 5人(延べ22人) 見学 1人(延べ5人) ボランティア 2名
お試し 1回目	平成27年1月21日	7人 ボランティア1名
お試し 2回目	平成27年2月	6人

キ 事業の経過

昨年より、事業計画を行い、平成25年度内にSST初級講座を終え、リーダー資格取得(保健師1名)し、本事業の開催となりました。第1期はソーシャルクラブ参加者(いるまぴあ・ぴあサークル参加者)から募り、5名中3名が1期修了者となりました。1期参加者が少なかったため、2期募集にあたり、イメージが付きやすいように「お試しSST」を2回試験的に開催しました。

ク まとめ

平成26年度は2名(保健師1・精神保健福祉士1)がリーダー資格を取得しました。スタッフの技量に合わせて、今後対象者をソーシャルクラブ修了者等に拡大していく予定です。

(9) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「家族の集い」

ア 目的

ソーシャルクラブに参加しているメンバーの家族同士が情報交換をし、交流を深め、日ごろの悩みなどを語り合い、分かち合うことで共に支え合うことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

ソーシャルクラブに参加しているメンバーの家族

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

情報交換、分かち合い、学習会やソーシャルクラブのプログラム体験などを、奇数月第2火曜日に健康福祉センターで実施しています。

カ 実績

単位：人

年度	区分	実施回数 (回)	参加者	参加者 (延べ)	ボランティア
25		6	6	25	4
26		6	6	23	0

キ 事業の経過

平成15年度は家族支援を不定期に行っていましたが、平成16年度から「家族のつどい」を定期事業として実施（隔月1回）しています。

ク まとめ

スタッフからソーシャルクラブのメンバーの参加状況を伝え、家族から家庭での様子を聞くことにより、家族同士の交流の場だけでなく、家族とスタッフとの情報交換の場ともなっています。また、家族の希望を取り入れながら活動内容を決定し、ソーシャルクラブのプログラム体験や福祉施設の視察、家族のための健康講座などを行っています。しかし、新規の参加者がなく、PR方法、内容について改善していく予定です。

(10) 精神疾患講座

ア 目的

市民が、精神疾患について正しい理解と対応方法を学び再発予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第46条、第47条4項、第49条、地域保健法（基本指針）

ウ 対象

一般市民、市内在住の精神疾患を持つ方の家族

エ 対応者

健康福祉課及び障害福祉課の職員（保健師、精神保健福祉士）

オ 内容

精神疾患に関する知識の習得と、疾患のある方への対応方法についての講義や演習を行っています。また、精神疾患のある方の家族同士の交流を深めています。年1回コース。

・平成26年度プログラム

	日 時	内 容
1	10月28日（火）	<公開講座>身近な病気「統合失調症」 講師：狭山ヶ丘病院 院長 守屋 朝夫氏
2	11月6日（木）	「回復への道のり」 ～当事者体験談と福祉制度ミニ講座～ 講師：当事者、障害福祉課
3	11月21日（金）	「いいトコ、のぼそ！SST」 講師：埼玉SST研究会 代表 佐藤 珠江氏
4	12月5日（金）	「家族交流会」 対象：家族会

カ 実績

単位：人

年度	実施日数（日）	参加者（延べ）
25	4	181
26	4	164

キ 事業の経過

平成25年度から精神科医師と当事者、家族、障害福祉課職員の協力を得て3日間から4日間コースとし、一般の市民にも呼びかけ、前年度より広く多くの方々に病気の知識を広げることができました。

ク まとめ

家族や一般市民が病気や障害についての正しい知識と理解を得ることで、精神疾患の早期発見や再発を予防することができます。また、精神科医や病院職員などの講義を聴講することにより、更なる知識と理解を深めることができます。

(11) うつ支援事業

ア 目的

市民にうつ病に関する正しい知識の普及啓発を行なうと同時に当事者・家族が

病気に対する正しい知識の理解をすることにより、早期発見・再発防止・自殺予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

一般市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容・実績

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者
25	6月29日(土)	「うつ病の理解と対応」 講師：埼玉医科大学病院 神経精神科 心療内科 医長 松岡 孝裕氏	68
	7月4日(木)	「職場復帰までの道のり」 ～家族が工夫できること～ 講演：当事者家族	20
26	8月9日(土)	「職場のメンタルヘルスマネジメント」 ～働く人のうつ病を予防する～ 講師：日本メディメンタル研究所 医師 清水 隆司氏	53

カ 事業の経過

うつ病は早期に発見し、適切な治療を行うことで回復する病気であり、家族や周囲が適切な対応を学ぶことにより、再発防止とともに自殺予防につながります。

うつへの普及啓発の充実を図るため平成21年度より事業化しました。

キ まとめ

個別の状況は様々であることから、一般市民向けに、うつへの理解が深まるような講座を実施しました。

(12) 高次脳機能障害者支援事業

ア 目的

脳損傷に起因する高次脳機能障害（記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害などの行政的に支援が必要な高次脳機能障害）は、社会的な認知度が低く、リハビリテーション・生活支援等の社会的サービスが確立されていないため、日常生活や社会生活へ適応することが困難であるのが現状である。

高次脳機能障害についての普及啓発のために講座を開催するとともに、障害のある方やその家族が地域でよりいきいきと生活できるよう支援していくことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

地域保健法（基本理念）・障害者総合支援法・埼玉県障害者支援計画

ウ 対象

市民・当事者・当事者の家族・関係機関の職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者
25	講座 9月7日(土)	「高次脳機能障害」～その理解と対応～ 講師：表参道こころのクリニック 院長 中村 俊規氏	68

カ 事業の経過

従来から老人保健法による機能訓練事業を行ってきましたが、介護保険法による介護サービスが充実したことにより、機能訓練事業の参加者が減少し、平成18年にA型機能訓練事業（言語リハビリ教室）を休止、機能訓練事業の内容を見直しました。

その結果、平成20年度から社会制度の狭間にあつて支援がまだ不十分な高次脳機能障害者への支援を行うこととなりました。

キ まとめ

高次脳機能障害の普及啓発と、当事者・家族の支援へつなげるため、毎年講演会を開催してきましたが、高次脳機能障害の発生率が稀であること、当事者の集いの人数が集まらず、終了したことなどがあり、平成25年度をもって本事業を終了しました。

(13) 自主グループ支援事業

ア 目的

健康福祉センターでの事業が終了しても継続して活動を行うことが望ましいグループを側面的に支援し、自主的な活動が円滑に行えるようにしていくことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

社会福祉法第4条、第6条

ウ 対象

健康福祉センターでの事業修了者などで自主的にグループを作り、今後も活動することを考えている方（当事者、家族、ボランティア）。

エ 対応者

精神保健福祉士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、事務職員

オ 内容

グループを立ち上げる段階から職員が協働し、将来的にはメンバーだけでグループ運営ができるように側面から支援しています。

その後もグループの運営上の相談などに応じています。

カ 実績

現在、機能訓練事業(平成17年休止)修了者の2グループを支援しています。

キ 事業の経過

・「入間言葉の会ひばり」

平成16年度の機能訓練事業(言語コース)修了生のグループ。

月1回センターで活動しています。年に4回言語療法士による言語訓練を行っています。調理実習などのプログラムも取り入れながら活動しています。

・「めだかⅡ」

平成17年度の機能訓練事業の修了生のグループ。

月2回健康福祉センターで活動しています。ボランティアの力を借りながら、レクリエーションや調理実習などを計画し活動しています。

ク まとめ

事業が終了しても継続して集まることで、障害者や高齢者などの仲間づくり、居場所づくりの場となっています。

ボランティアの協力で自主的に活動できるようになってきており、職員は主に相談窓口として関わったり、参加対象となる事業への参加をお願いしたりしています。しかし、グループメンバーの高齢化や固定化により活動が難しくなり、会自体の存続が問題化してきているグループもあるため、今後職員がどのようにかかわっていくべきなのか、グループごとに検討していくことが必要だと思われます。また、新たなボランティアの発掘が急務となっています。

(14) 福祉講演会

ア 目的

地域福祉の向上や障害又は障害者に対する理解を深め、誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを促進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

社会福祉法第89条

ウ 対応者

職員

エ 内容・実績

単位：人

年度	区分	日時	内容	参加者
25		10月19日(土)	「高齢者のうつ病と認知症」 講師：入間平井クリニック 院長 平井 茂夫氏	53
26		8月30日(土)	「こころに効く！栄養学」 ～ストレスに強くなる～ 講師：国立精神・神経医療研究所 医師 功刀（くぬぎ） 浩氏	113

オ 事業の経過

ノーマライゼーションの普及や地域福祉の啓発の一環として、平成16年から毎年福祉的なテーマを設定し開催しています。要約筆記や手話通訳も配置し、誰もが参加しやすい講演会を心がけています。

テーマによっては保育の希望があり、過去2回実施しました。

カ まとめ

近年は福祉的なテーマより、病気の予防という視点でのテーマで開催していますが、市民にとって身近な内容で、多くの参加者がありました。

(15) 自殺対策事業

ア 目的

自殺者が全国で3万人前後の状況が続いている中、自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図り、自殺対策を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

自殺対策基本法第4条

埼玉県自殺総合対策実施計画

ウ 対象

市民、職員、民生児童委員、関係機関、事業者

エ 対応者

健康福祉課職員、自殺対策関連各課職員、ボランティア

オ 内容・実績

- ・普及啓発（本庁舎でのパネル展示）

・講演会など

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者
25	1月29日(水)	「ゲートキーパー養成講座」 講師：原宿カウンセリングセンター 臨床心理士 田中 ひな子氏	56
26	講演会は行わず、健康福祉課専門職によるメンタルヘルスに関する知識の普及啓発として「こころの健康講座」を4回シリーズで開催（詳細は後述）		

・自殺予防週間街頭キャンペーン

区分 年度	日 時・場 所	啓発用品の配布実績
25	9月5日(木) 入間市駅、武蔵藤沢駅 午前7時30分～8時30分	ウェットティッシュ 2,000個
	9月10日(火) 入間市駅 ※ 午前7時50分～8時50分	ウェットティッシュ 1,000個
	3月6日(木) 入間市駅 ※ 午前7時45分～8時30分	ウェットティッシュ 500個
26	9月4日(木) 入間市駅、武蔵藤沢駅 午前7時30分～8時30分	ウェットティッシュ 2,000個
	3月5日(木) 入間市駅 ※ 午前7時45分～8時45分	ウェットティッシュ 1,000個

※西武鉄道(株)と共催

カ 事業の経過

平成18年に自殺対策基本法が施行され、平成19年6月に自殺総合対策大綱が閣議決定されました。埼玉県においては、平成19年2月に埼玉県自殺対策連絡協議会が設置され、平成20年9月には「埼玉県自殺対策推進ガイドライン」が策定されました。市では、平成21年9月1日に「入間市自殺対策庁内連絡会議」を設置しました。平成22年度からは埼玉県自殺対策緊急強化基金を活用し、事業を行っています。

キ まとめ

市民に一番身近な地方公共団体として入間市における自殺対策に関する施策を効果的かつ総合的に実施するため、庁内自殺対策関連各課と連携を図り、自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発、相談体制の充実、うつや精神障害者へのアプローチなどの事業を継続して実施していきます。

(16) こころの健康講座

ア 目的

うつ病や自殺者が増加している現状のなか、日常生活の中のストレスを軽減したり、リラクゼーションを学ぶとともに、生活習慣を改善するために、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発をおこない、精神疾患の予防と健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

自殺対策基本法第16条

精神保健福祉法第2条・46条

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容・実績

単位：人

日時・内容	会場	参加者
平成26年5月27日(火) 「とことん脱力！リラックス法」	健康福祉センター	29
7月17日(木) 「こころに効く！栄養学」	西武公民館	12
9月11日(木) 「スッキリ！快眠のコツ」	黒須公民館	26
平成27年2月3日(火) 「気持ちいい！コミュニケーションのコツ」	入間市市民会館	20

カ 事業の経過

今年度(平成26年度)新規事業

キ まとめ

新規の事業で、毎回違うテーマで会場も地域に出向いた形で行いました。複数回参加された方もおり、次年度は4回の内容を凝縮した1講座として、回数を増やし、地域に出向いて実施する予定です。

(17) 発達障害者支援事業

ア 目的

発達障害に関する知識の普及啓発を行うことにより、精神疾患等の二次障害の予防や社会参加の促進を目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第46条・47条4項・49条・地域保健法(基本指針)

ウ 対象

一般市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容・実績

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者
25	講演会 2月19日(水)	「青年期の発達障害」 ～人と、社会と、つながるために～ 講師：狭山特別支援学校 臨床心理士 春木 美紀氏	93
26	講演会 3月14日(土)	「大人のADHD」 講師：森林公園メンタルクリニック 医師 稲見 浩太氏	82

カ 事業の経過

発達障害が基礎にあり、二次障害として精神疾患を引き起こしている相談者が目立ってきたことや民生児童委員から発達障害に関する勉強会の要請があったこと、また、平成21年度メンタルヘルス講演会にて「大人の発達障害」をテーマに開催したところ、多数の参加があったことなどから、今後、よりいっそうの支援の必要性がうかがえ、平成22年度より事業化しました。

キ まとめ

体験談を望む家族が多く、今後も当事者や家族の話を聞くことができる場や既存団体との交流の場をつくっていく必要があると考えます。

4 発達支援事業

(1) 発達支援事業「元気キッズ」

ア 目的

障害を有する、又は発達に遅れのある児童及びその保護者に対し、指導、訓練、相談等を実施し、児童の健やかな育成と福祉の増進を図る。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法、発達障害者支援法、入間市発達支援事業実施要綱

ウ 対象

市内に在住する障害を有する、又は発達に遅れのある小学校就学前の児童及びその保護者で、保護者と伴に通える者。

エ 対応者

保育士、看護師、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、音楽療法士、事務職員

オ 内容

- ・ 児童の日常生活における基本的動作の指導に関すること
- ・ 児童の集団生活への適応訓練に関すること
- ・ 保護者への相談及び支援に関すること
- ・ その他支援事業の目的を達成するために必要なこと

遊びを通して人とのかかわりを育て、自立に向けた支援など児童の発達を促す支援を行っています。

カ 実績

利用児童数

単位：人

区 分	年 度	
	2 5	2 6
元気キッズのみに通う通園利用	1 3	1 4
幼稚園・保育所(園)に通う併用利用	1 7	2 0
個別の相談	1 5	1 6
合 計	4 5	5 0

キ 事業の経過

平成14年度まで、児童福祉課所管の幼児療育相談室「のびのび教室」として保護者に対する療育相談を中心に実施していた事業を、平成15年度から健康福祉センター内に活動拠点を移し、児童の発達に関する支援に重きをおいた発達支援事業「元気キッズ」として、親子支援課所管にて新たに始めました。

平成18年度までは、「のびのび教室」に引き続き、保育所に通う児童の担当保育士が、障害児保育の研修として事業に参加していましたが、利用児童の変化に伴い、平成19年度から児童のニーズに応じたクラス編成を行い、また、元気キッズ保育士が臨床心理士と共に在席児の通園先施設を訪問し、子ども集団の場への支援を行いました。

ク まとめ

親子保健担当の健診事業との連携により、障害の早期発見、早期支援が定着してきました。障害の程度は多様化し、より継続した支援が必要な親子がかかわってくるケースが多くなっています。

保護者の悩みや負担は大きく、状況に応じて適切に対応する必要があります。子育ての不安軽減を図るため、専門家による療育相談や就学に関する事業、及び保護者同士の交流の機会を設ける事業を今後も継続して実施していきます。